

公益社団法人日本網膜色素変性症協会 入会及び退会規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（入会基準及び申込み）

第2条 この法人の入会の基準及び申込みは、定款第6条に定めるところにより行う。

2 この法人の入会の期日は、別に定める会費の入金が確認できた日とする。

（医療従事者及び支援者）

第3条 定款第5条に定める正会員のうち医療従事者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 網膜色素変性症等の研究又は治療に従事する者
- (2) 患者のリハビリテーションの研究又は実施に従事する者
- (3) 患者のカウンセリングの研究又は実施に従事する者
- (4) 患者の自立促進用具の研究又は制作に従事する者

2 前項の正会員のうち支援者とは、法人及び網膜色素変性症協会の活動を実態的にサポート、支援する者をいう。

（会員名簿）

第4条 入会者は会員の種別ごとに、別表に定める入会申込書に記載する主要事項により、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から変更届の提出を求める。

（入会金及び会費）

第5条 入会金は徴収しない。

2 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する事項は、別に定める。

（会員証）

第6条 この法人は、入会者に対して会員証を交付する。

2 会員証には次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 会員番号
- (2) 会員の氏名又は名称

- 3 会員は、この法人や都道府県網膜色素変性症協会の行事に参加する場合には、会員証を携帯し、係員の請求があった場合には提示しなければならない。
- 4 会員証の様式は、様式1号に定める。

(退会事由及び手続)

- 第7条 会員は、定款に定めるところにより、様式2号による退会届を提出して任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 2 退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合は、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。
 - 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第8条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて入会申込書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定する。

ただし、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めないものとする。

(名義変更)

第9条 住民基本台帳法に定める同一世帯内において、会員の名義を変更することができる。

- 2 名義変更の申込みは、別表、入会申込書の「入会」を「名義変更」に改め、譲渡人と譲受人及び続柄並びにその他の記載事項を記載して第2条に準じて申込み、名義変更の決定を行わなければならない。

- 3 前項により名義変更が認められたときは、譲渡人のすべての権利義務を引継ぐ。ただし、代議員としての権利は引継ぐことができない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

入会申込書に記載する主要事項

1 入会に際しての誓約

(例文)「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、代議員会及び理事会の決定に従います。」

2 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス

3 患者(本人・家族・その他)、医療従事者、支援の別

4 希望する協会誌の種別

① 墨字版、 ② デイジー版、 ③ 点字版、 ④ 電子メール

5 入会申込書に記載した個人情報を利用することに同意します。

会 員 証



公益社団法人
日本網膜色素変性症協会
郵便番号 住所
電話番号
会員番号

氏名又は名称

様式 2 号

退 会 届

年 月 日

公益社団法人 日本網膜色素変性症協会
理事長 殿

私儀

月 日付で公益社団法人 日本網膜色素変性症協会を
退会いたしたく、ここにお届けします。

氏 名 _____

会員番号 _____

電話番号 _____

退会理由 _____
